

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方（補助対象者）

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ①茨城町に住所を有し、現に居住されている方
- ②令和8年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
- ③町税等を滞納していない方

■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**

- (1) **通話録音装置** 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) **着信拒否装置** 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

■補助金額

購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

(例) 12,500円で購入・設置（消費税込み）

12,500円 × 4/5 = 10,000円

補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



■申請方法 電話機等の購入前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。

※すでに購入したものは対象となりません。

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ③購入予定額を確認できる書類（見積書等）
- ④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- ⑤印鑑

代理申請の場合は、①～⑤に加えて

- ⑥委任状（様式第3号）
- ⑦代理の方の本人が確認できる身分証明書（運転免許証等）

※上記申請書類は、秘書広聴課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

■申込期限 6月30日(火)

※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分（郵送のみ締切日当日消印有効）

※申請多数の場合、抽選となります。

■申込方法 郵送または窓口にて受付

■受付窓口 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ（2階 12番窓口）

【問合せ先】 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ ☎ 029-291-8802（直通）

令和8年度より支給要件が変わります!!

家族介護用品支給事業について

在宅で、高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護に必要な紙おむつ等の介護用品を購入する費用を一部補助します。

▶**支給対象者** 町内在住で、次の①～④のすべてに該当する65歳以上の高齢者を月に15日以上在宅で介護している方

- ①町内在住である
- ②介護保険制度において、要介護4または5の認定を受けている
- ③町民税が非課税である
- ④介護保険料を完納している

▶**支給限度額** 月額4,000円（限度額を超えた場合は自己負担となります。）

▶**支給対象品目** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤（液体、泡タイプ）、おしり拭き、からだ拭き

- ▶**取扱店**
- ①みすず薬局 石崎店（上石崎） ②カワチ薬品 茨城町店（長岡）
 - ③カワチ薬品 桜の郷店（桜の郷） ④コスモ調剤薬局こづる（小鶴）
 - ⑤ツルハドラッグ 水戸南店（長岡） ⑥ツルハドラッグ 茨城桜の郷店（桜の郷）
 - ⑦DCM 茨城町店（長岡）

▶**利用券の返却** 支給対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。

支給対象要件に該当しない状態で利用券を使用した場合には、支給額を返金していただきます。

▶**更新申請** 前年度利用者には申請書を送付しますので、引き続き利用を希望する場合には、申請してください。

・申請受付期間：**6月10日(水)まで**

・申請場所：長寿福祉課（1階3番窓口）で申請してください。

・持参するもの：介護を受けている高齢者の介護保険証、申請に来る方の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

消費生活センター

今から考えておきたい「デジタル終活」

スマートフォンやパソコンが普及し私たちの生活はデジタル化が進み、様々な情報やデータがオンライン上に蓄積されています。自分が亡くなった際に、オンライン上に残された**デジタル遺産***（**見えない契約**）で残された家族が困らないように考えてみませんか。

*デジタル遺産…個人がデジタル形式で保管していた財産。インターネットバンキングや電子マネー、暗号資産など。

相談事例

亡くなった兄が生前利用していたネット銀行の口座を確認するため、携帯電話会社の店舗にスマホの画面ロック解除を依頼した。「初期化はできるが、画面ロックの解除はできない。」と言われた。ネット銀行の残高を確認できない。

⚠️トラブルにあわないために

- ・対策1 スマホのパスワードを書いた紙を保管しておく
簡単に見られないよう修正テープでマスキングしておく
- ・対策2 契約中のサービスのID・パスワードを整理しておく
- ・対策3 エンディングノートを活用する
- ・対策4 自分が亡くなったあとスマホのアカウントにアクセスできる人を指名しておく
故人アカウントに関するサービスをチェック

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）

相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（木・土・日・祝日を除く）

消費者ホットライン ☎188（局番なし）